

令和 6 年 9 月 会 議
第 15 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

閲覧用

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 6 年 9 月 26 日(木)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅	第 3 地区担当	志 澤 輝 彦
第 2 地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 20 号	農地法 3 条の規定による許可申請について
議案第 21 号	農地法 4 条の規定による許可申請について
議案第 22 号	農地法 5 条の規定による許可申請について
議案第 23 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 24 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
報告第 6 号	専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	峯 山 哲 夫
次 長	三 枝 利 行
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君） 挨拶

ただ今より令和 6 年 9 月第 15 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名、推進委員は 3 名全員でございます。

定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、3 番笠間委員、4 番比留川 義昭委員のご両名をお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 4 条の転用に係る資料 1、農地法第 5 条の転用に係る資料 2、協議会資料、本日皆様の机上に、諸般の報告、令和 6 年 11 月から令和 7 年 4 月の総会等日程、農政時報、農業委員会研修テキスト青い①とオレンジの②をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。10 月 4 日、令和 6 年度農政懇談会、ザ・ウイングス海老名において、委員 10 名が出席される予定でございます。8 日、第 64 回湘南梨品評会褒賞授与式、レンブラントホテル海老名において、会長が出席される予定でございます。21 日、都市計画審議会、315 会議室において、会長が出席される予定でございます。23 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 3 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 6 年 10 月（第 16 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。29 日、畜産協会畜霊祭、市内において会長が出席される予定でございます。31 日、令和 6 年 10 月（第 16 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 1 件 1,171 平方メートル、法第 4 条許可申請 1 件 770 平方メートル、法第 5 条許可申請 1 件 3,072 平方メートル、農用地利用集積計画決定 5 件 7,945 平方メートル、相続税納税猶予証明 2 件 14,320 平方メートル、法第 5 条届出 3 件 2,488 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5番についてを議題といたします。本件につきましては、[]委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

([] 委員退席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、[]委員が退席されました。現在の委員数は13名、推進委員2名です。事務局より説明を願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5番でございます。申請地は[]、地目畑、現況畑、地積合計1,171平方メートルでございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外です。場所につきましては、7ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、年齢[]歳で綾瀬市で家族とともに農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認しております。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人及び祖母、父、母、譲渡人の計5名で、従事日数は300日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。 7番 早川 晴子委員

○7番(早川 晴子君)本件につきまして、9月19日、私と内田委員、志澤推進委員、事務局3名の計6名で、現況調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

今回の許可申請地は、[]地積1,171平方メートル、現地が耕うん状態で適正に管理されていまして。今回の許可申請事案につきまして、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件につきまして地域の担当委員は私です。私のほうから報告をいたします。現地は今第2班の早川委員より報告がありましたが、きれいに耕うんされていて、現地を見たのは9月の19日、親族間の名義変更です。特に問題ないと私は考えます。以上です。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

（ 委員入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 委員が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。

次に、日程第2号、議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は 外1筆、地目畑、地積合計770平方メートルでございます。場所につきましては、9ページをご参照願います。転用目的は車両置場及び資材置場、転用理由は、車両置場及び資材置場の賃貸借のためとのごことでございます。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、碎石舗装で、工期は10日間でございます。

周辺への防除対策としましては、敷地の周囲を高さ3メートルのフラットパネルで囲い、道路との出入口に開閉式ゲートを施工します。雨水は地下浸透の敷地内処理とします。敷地内にて自然浸透するため隣接する農地への影響はありません。また、自然排水するので排水桝の設置は不要で、土はストック場を鉄板で囲うことにより流出を防除します。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第3種農地に該当し、転用許可でき

る農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。 7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）現地は耕うん状態であります。適正な管理が行われていました。

ここは第3種農地に該当し、転用可能な農地で転用はやむを得ないと判断いたします。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人答弁）

○参考人（ 君）私今回、申請者の さんの代理の行政書士、 と申します。本日はよろしくお願いします。それではお答えします。

1番の、転用を行う理由とこの地を選定した理由について、転用を行う理由ですが、申請者の さんは、親から今回の申請地を相続しましたが、相続したときには既に、耕作をしてない土地になっておりました。

申請人は、現在 歳です。年齢的体力的に、耕作を再開することができないため、申請地を貸し車両置場及び貸し資材置場として有効活用することを検討していましたところ、今回申請地を借りたい方が現れましたので、貸し車両置場及び貸し資材置場への転用を申請しました。この地を選定した理由ですが、申請地は、両サイドを鉄工所と駐車場に挟まれておりまして、車両置場及び資材置場に転用しても、近隣への影響は少ないこと、車両置場及び資材置場として利用したい事業者、今回の賃借人の需要に応えることが可能なため、

転用の候補地と考えました。賃借人は、■■■■■という法人で、横浜市、綾瀬市及びその周辺地域を中心に、造成工事を営んでおります。

賃借人がこの地を選定した理由ですが、まず、車両置場のほうですが、重機としてバックホー、ショベルカーを2台とユンボ1台を所有しておりますが、現在、この重機の駐車場を確保できておらず、現場から現場へと直接移動させております。このため、現地に移動させるスケジュールの調整に現在苦慮しております。今回申請地に重機を駐車することによってこの問題を解決できるものです。それから、車両のほうは、4トンダンプ1台と、4トンユニック車1台を所有しておりますが、現在、それぞれ別の駐車場、それから資材置場兼駐車場を借りています。これらの車両を申請地に集約することによって、作業の効率化が実現できます。それから、軽トラック2台を、自己所有の事務所敷地内に、他の軽のバン2台と一緒に駐車しております。これらの車両を、申請地に集約することによって作業の効率化を実現したいと考えております。次に資材のほうですが、今回対象となる資材は、赤土、黒土、建設現場で発生した土の3種類になります。現在土のストック場を持っておりませんので、これも現地から現地へ直接運搬しております。土を一時ストックできないために、仕入れの販売量の需給調整に現在苦慮している状況です。建設発生土のほうは、良質な土も含まれており、本来ですとそれを選別して再利用をすることができんですが、現在ストックできないために再利用もできておりません。申請地にストック場を設置することによってこの問題を解決します。

2番、土地利用計画及び施設概要について、先ほど説明しました重機・車両・資材を配置します。具体的には車両置場には軽トラック2台、4トンユニック1台、4トンダンプ1台、重機としてバックホー、ショベルカー2台、ユンボ1台、重機のほうは、この土のストック場に置いて作業に至ります。資材置場としては、土のストック場として、赤土、黒土それから、建設現場で発生した土を置きます。

3番、転用計画と、周辺への防除対策ですが、まず敷地の周囲は高さ3メートルのフラットパネルで囲いまして、道路と入口、出口には開閉ゲートを設置します。敷地内は、碎石舗装をしますので、雨水は地下浸透敷地内処理をします。敷地内で自然浸透するため、隣地農地への影響はございません。また自然排水するので排水桝の設置は不要です。土はストック場を鉄板で囲うことによって、流出を防除します。

4番、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は15日を考えておりまして、その中実作業ベースで10日間。工程としては、草刈、既存残土の搬出、路床工事、

路盤工事、施工確認になります。工事は、造成工事の専門業者が行います。工事期間中の安全対策ですが、工事車両の搬入の際に、誘導員を配置いたしまして、事故がないよう近隣に配慮して工事をしてまいります。

5 番、隣接耕作者と、周辺地域への説明状況ですが、周辺の地域に転用の内容と防除対策について、既に説明済みです。

6 番、施設の管理計画ですが、騒音、ほこりなど、近隣に影響を及ぼさないよう十分配慮して、使用させていただきます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）この土地については、私の家から近いということもありまして、度々見に行ってその変化をずっと見てきました。その中でさっき 2 班の早川委員のほうから、説明もありましたけれども、今、耕うん状態ということで整地されています。

この後、先ほど車両置場及び資材置場に利用したいという話も、私も小林さんからお伺いしています。理由については先ほど言ったように、もう高齢で、お母さんも 70 歳近いのかな、2 人なんですね、その人ととても耕作できないということで、何とかしていきたいという話でした。第 3 種農地ということで、転用可ということなので、ここについては特に問題ないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 4 条の規定による許可申請、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第 3 号、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件につきましては、[REDACTED] 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

（[REDACTED] 委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[REDACTED] 委員が退席されました。現在の委員数は 13 名、推進委員 2 名です。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 4 番でございます。

申請人及び申請地は記載のとおりです。申請地は [REDACTED] 外 2 筆、地目畑、地積合計 3,072 平方メートルでございます。転用目的は車両置場でございます。転用理由は事業拡大のためとのことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定、農地の区分につきましてはその他 2 種農地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。また、資料 2 に申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、敷地内を砂利舗装し、雨水は地下浸透の敷地内処理とします。道路との出入口は開閉式門扉を施工し、東西方向はコンクリートブロック 2 段積み、南方向はコンクリートブロック 4 段積みの上、フェンスを施工し、土砂の流出と他者の侵入を防止します。土地利用計画につきましては、資料 6 ページをご参照ください。工期は資料 8 ページのとおり許可日から 17 日間でございます。

立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準によるその他 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地は耕うん状態で適正に管理されています。

今回の許可申請は、その他第 2 種農地で転用可能な農地です。皆様のご審議よろしくお願

いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人答弁）

○参考人（[REDACTED] 君）[REDACTED] の [REDACTED] と申します。

1、転用を行う理由と、この地を選定した理由について、今、綾瀬市内で [REDACTED] がまとまった数、大型の専用車を安全に駐車するスペースを探しておりましたが、やはり、広い駐車スペースが、この土地以外なかったというところが、この地を選定した理由です。

2、土地利用計画及び施設概要について、土地利用計画としては、全面を砂利敷きにして、CBブロックを周辺の対象区域の外側にブロックの上にフェンスを施工いたします。

3、転用計画と周辺への防除対策等について。許可後、速やかに先ほどお話しした工事をし、防除対策をすることになっております。工程に関しては、許可後、速やかに実施を予定しておりまして、完了まで17日間をめどに最初に、鉄板を敷いた上で、周辺のCBフェンス工事を行います。耕作者には説明済みで、一部畑として使用している南側の耕作者には書面で説明させていただいております。北側の各施設があるんですけども話をしている、所有者の [REDACTED] 氏より了解済みと聞いております。

6、施設の管理計画について、月曜日から土曜日、日曜日でも出社使用することがあるんですけども、朝7時から夕方6時ぐらいに、人の出入りが普通にございます。そういったとこ

ろも含めて管理できるようになっています。一応人が簡単にできないように、道路側には、しっかりとフェンスを組んで、自由な出入りを阻むように設計等しています。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。 10 番 橋本委員

○10 番（橋本 久男君）入ってくる車両の幅が 3 メートルって書いてあるんだけど、入っていく道路の道幅は何メートルありますか。

○参考人（[REDACTED] 君）約 5 メートルなんですけども、その 5 メートルでは、少し心配なところがありますので、手前にかかなりのセットバックをして、道路部分として扱えるように、4 メートル 50 センチ今の道路境界から下げて、駐車時に安全に走行できるようにします。

○10 番（橋本 久男君）大丈夫だと思うんだけど、あの辺から海老名方面にかけて、裏道に大型トレーラーが入ってくることがあるので、どこで U ターンするんだろうと思ひまして。それと [REDACTED] には小さい子がいて、駐車場に入ってしまったて何かあれば本当大変なことですよ。それを心配して質問したわけです。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）本件についての地域の担当委員は私でございますので、発言をさせていただきます。19 日に現地を見に行きまして、ここ一帯全部耕うん状態です。農地としては適正に管理されていまして。農地の転用の可能な地域だということで、農地が減るのは残念ですけども、やむを得ないと思います。以上でございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 12 番 宇野 政信君

○12 番（宇野 政信君）この許可は、早くていつごろ出ますか。

○事務局（小室主査）こちらの案件でございますが、総会で可決後、農業会議の諮問にな

ります。諮問の答申を得まして、その後県の本庁によりこの議案が審議されます。そして許可が出るんですけども、そちらは、10月の下旬ごろを予定しております。

○12番（宇野 政信君）この坂道ですが、何号線なんでしょうね。そこはたしか下水道工事で、この後道路掘る工事が入るんですよ、ここずっと。だから、その工事と、こっちの工事をどういうふうに進めるんでしょうか。道路を掘るんだそうです。下水道入れる関係で。道路掘ると、何トントラックでしたっけ。道路が狭くて片側一方通行とかできないんで、それではどうするのかなと思ってお聞きしたんです。そこのところは、さっき業者の方はご存じないですかね。水道工事が入るってこと。

○14番（古塩 貞夫君）反対側は抜けられないですか。

○12番（宇野 政信君）この図でいうと、 の左側のところの、三叉路から上がって の点々がありますね、この辺まで公共下水道がずっと入るってということで工事をやるそうです。

○14番（古塩 貞夫君）工事車両なんかは、 の方から多分入っていかないかな。

○12番（宇野 政信君） の方から入って行って、ここの土地ですか、結構厳しいんじゃないですか。 とずっと下のほうへ行って、これ三叉路みたいですが、この辺がまた危ないんですよ。何かあったらそれをちょっとさっきの業者さんと言って話してもらって、日程調整をしてもらうしかないですよ。下水道工事終わるまで工事を止めてもらうとか、下水道課と調整してもらってください。

○議長（古塩 貞夫君）事務局は、また業者と調整してみてください。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

（ 委員入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 委員が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。

次に、日程第4号、議案第23号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 35 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 1,546 平方メートル、[REDACTED] 外 2 筆、地目畑、地積合計 756 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 24 年、5 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。 7番 早川 晴子委員

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第3地区 志澤 推進委員

整理番号35の申請地におかれましては、第2班の代表委員が述べられたとおり、カボチャ、サツマイモ、ナス、オクラ等多品種を栽培されており、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、利用集積の継続は妥当であると考えております。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 35 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 36 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 36 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 15,215.82 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑、3,830.82 平方メートル、利用集積による畑、11,385 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は 本人、妻、子の 3 名で、従事日数は 330 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして。利用集積の継続に問題はないと判断いたします。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤

推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）先ほど第2班の代表委員が述べられたとおり、申請地は耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、利用集積の継続について、妥当であると判断いたします。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号36番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号37番を審議いたします。

本件につきましては、[REDACTED]委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

（[REDACTED] 委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[REDACTED]委員が、退席されました。現在の委員数は13名、推進委員2名です。事務局より説明願います。

（事務局説明）

○事務局（古賀主幹）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号37番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は40,242.30平方メートル、申出地は[REDACTED]外4筆、地目畑、地積合計2,404平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。

貸人は、150日農業従事しておりますが管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の畑、24,307.30平方メートル、利用集積による畑、15,935平方メートルで、管理する農地に遊休農地はござい

ません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は 本人、妻、子、子の妻の 4 名で、従事日数は 320 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地の状況は耕うん状態で農地として適正に管理されていまして。今回の利用集積は問題ないと判断いたします。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）先ほど、2 班の代表の委員が述べられたとおり、申請地は全て耕うん状態でありました。また、借人は園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおられます。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆さんのご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 37 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（ 委員入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、 委員が着席されました。現在の委員数は、委員 13 名、推進委員 3 名です。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 38 番を審議いたします。

本件につきましては、 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

（ 委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、 委員が、退席されました。現在の委員数

は13名、推進委員2名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号38番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は17,679平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外2筆、地目畑、地積合計2,973平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑、11,737平方メートル、利用集積による畑、5,942平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、母の2名で、従事日数は320日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。 7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）■■■■■■■■■■はダイコン、キャベツ、ブロッコリー、ハクサイが作付けしてあります。■■■■、■■■■はニンジンが作付けされていまして。今回の利用集積は問題ないと判断いたします。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第3地区 志澤 推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）先ほど、第2班の代表の委員が述べられたとおり、■■■■は、キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、ハクサイ、■■■■、■■■■はニンジンが作付されており、農地として適正に管理されておりました。また、借人は園芸協会に加入して、熱心に農業に取り組んでいます。以上のことを考えまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしく願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

○12 番（宇野 政信君）■■■■さんが新規ですよ。10 月 1 日からの新規ということは、今 9 月ですよ。ということは、今現在は誰がこれを耕作されているんですか。さっきのキャベツ、ハクサイ云々があったんですけど、それを誰が管理をしていたのかなという。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（鈴木主事）親族の方です。

○12 番（宇野 政信君）親族は、吉野さんがやっていたんですか。違いますよね。

○事務局（鈴木主事）■■■■委員のお母さんと、■■■■委員が■■■■さんのお手伝いを
して管理をされていたようです。この度正式に利用集積計画の申請をしていただきました。

○12 番（宇野 政信君）わかりました。

○議長（古塩 貞夫君）正規の手続きを取って今後やるということですね。他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 38 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

（■■■■ ■■■■委員入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、■■■■委員が着席されました。現在の委員数は、委員 13 名、推進委員 3 名です。

次に、同じく農用地利用集積計画の決定について、整理番号 39 番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画の決定について、整理番号 39 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 17,591.75 平方メートル、申出地は■■■■、地目畑、地積 821 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 6 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、80 日農業従事しておりますが管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとこのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は ■ 歳、自作の畑、5,432.75 平方メートル、利用集積による畑、10,153 平方メートル、樹園 2,006 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地は耕うん状況状態で、農地として適正に管理されておりました。今回の利用集積は問題ないと判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）現地の状況は、先ほど第 2 班の代表も述べられたとおり、耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、利用集積の継続は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画の決定について、整理番号 39 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第 5 号、議案第 24 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号 2 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 2 番でございます。被相続人及び農業相続人

は記載のとおりです。申請地は、[] 外 9 筆、地目畑、地積合計 9,270 平方メートルでございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願でございます。

相続開始年月日は令和 6 年 3 月 2 日、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地が []、[]、[]、[]、[]、[] の 6 筆、市街化調整区域農用地外が、[]、3120 番、3121 番、3122 番 1 の 4 筆で相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は本人、妻、の 2 名で、従事日数は 240 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）地図の道路よりも右側の [] は栗の木が植わっていました。道路の左側の [] と [] が栗の木、[] の 3 筆は栗の木と柿の木、柑橘系が植わっていました。意欲的に農業経営に取り組んでいることが認められましたので、適格者証明書の発行には問題はないと判断いたします。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）9 月 23 日に、[] さんと現地を確認してまいりました。現地は先ほど委員が発表されたとおり、栗、柿等が植えられていて、下草のほうはよく管理されておりました。適格者証明の発行については、問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとお

り証明することに決定されました。

次に、同じく相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 3 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 24 ページから 26 ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 3 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、[REDACTED] 外 4 筆、地積合計 5,050 平方メートルでございます。場所につきましては、25 ページ、26 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願でございます。

相続開始年月日は令和 5 年 12 月 19 日、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地が [REDACTED] の 4 筆、市街化調整区域農用地外が [REDACTED] の 1 筆で相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、農業従事しておらず、申請地につきましては、利用集積で貸し付けを行い適正に農地を管理してございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していた第 2 班の代表の委員より報告を願います。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）申請地の [REDACTED] には、里芋が植わっておりまして、[REDACTED] はブロッコリーが作付けされております。[REDACTED] 1 はダイコン、キャベツ、ブロッコリー、ハクサイが作付けされており、[REDACTED] はニンジンが作付けされていまして。申請者は農地を適正に維持管理されていると認められますので、適格者証明の発行に問題はないと判断します。皆さんのご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。 8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）9 月 23 日に [REDACTED] さんと、現地を確認してまいりました。今、代表委員から報告があったとおり、しっかり管理されておりますので、問題ないというふうに思います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予

に関する適格者証明願について、整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 6 号、報告第 6 号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（峯山事務局長）それでは、議案書の 28 ページをご覧ください。日程第 6 号報告第 6 号専決処分についてでございます。本件につきまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 3 件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。

転用の内容は、整理番号 13 番と 14 番は住宅敷地で、地積合計 2,008 平方メートル、整理番号 15 番は資材置場で 480 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。以上、専決処分の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 6 号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 6 年 9 月第 15 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 40 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員